



## 申立書の添付書類

住民票の転入手続きを済ませていない場合には、申立書に下記の書類をそろえて提出していただきます。(添付書類はコピーでも可)

表面4. 「現在住んでいる家屋の処分方法等」についての添付書類。

- ① 現住家屋を売却する場合  
住民票の写し及び現住家屋の売買契約書又は媒介契約書等
- ② 現住家屋を賃貸する場合  
住民票の写し及び現住家屋の賃貸契約書又は媒介契約書等
- ③ 現住家屋が借家、社宅、寮等の場合  
住民票の写し及び申請者と現住家屋の家主との間の申請日現在有効の賃貸借契約書、使用許可書又は家賃の証明書
- ④ 現住家屋に親族が住む場合  
住民票の写しおよび親族等の申立書等(申請者が現在の家屋を使用しないことの証明)
- ⑤ その他  
その内容を記入するとともに、そのことが確認できる書類等を添付する。

表面5. 「入居が登記の後になる理由」についての添付書類。  
(現在住んでいる家屋の処分方法等が未定である場合に提出。)

- ① 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合  
当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し
- ② 前住人が未転出の場合  
前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し
- ③ 本人又は家族の病気等やむを得ない事情がある場合  
やむを得ない事情を明らかにする書類(治療期間が記載された医師の診断書の写し等)
- ④ その他  
その内容を記入するとともに、そのことが確認できる書類等を添付する。